

2. 大学等（大学・短期大学・高等専門学校）調査

平成28年度（2016年度）

Ⅰ. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について	
問 1	消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っているか
	（特になし以外を選択した場合）
	問 2 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っているか
問 3	教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っているか
	（特になし以外を選択した場合）
	問 4 教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容
問 5	学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応しているか

Ⅱ. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について	
問 6	Ⅰの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組
	（問 6 で「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育・研究を行っている」もしくは「講義やゼミにおいて、持続可能な消費者市民社会の形成に関する教育・研究を行っている」を選択した場合）
	問 7 講義やゼミにおける消費者問題に関する教育・研究について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答
	（問 6 で「地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動（公開講座等）を行っている」を選択した場合）
	問 8 地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的な内容、連携先機関等を回答
	（問 6 で「消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動について支援している」を選択した場合）
	問 9 学生のサークル・自主活動に対する支援について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答
	（問 6 で「大学生協において、消費者問題に関する情報提供、啓発、講座等を実施している」を選択した場合）
	問10 大学生協の取組について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答
問11	貴学で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか（※）
問12	満18歳以上の選挙参加、成年年齢下げの議論を踏まえ、新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか
	（問12である、もしくは今後実施予定）
	問13-1 どのような取組を行ったか、もしくは行う予定か
	問13-2 その取り組みで目指すものは何か

Ⅲ. 他機関との連携状況について	
問14	学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携をしているか
	（特に連携していない以外を選択した場合）
	問15 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っているか
問16	大学コンソーシアムや既存の大学間連携において実施している消費者教育の取組

Ⅳ. 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」及び「消費者教育推進法」等を踏まえた今後の対応について	
問17	「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか
	（ある場合）
	問18 どのような取組を行ったか
問19	消費者教育フェスタに参加しているか
問20	貴学において「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」
問21	貴学において消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること
問22	消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等

※ 令和4年5月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止された。

凡例 …令和元年度・令和3年度調査において削除された項目

令和元年度（2019年度）

Ⅰ．学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について	
問 1	消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っているか
	（特になし以外を選択した場合）
	問 2 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っているか
問 3	教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っているか
	（特になし以外を選択した場合）
	問 4 教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容
問 5	学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応しているか

Ⅱ．大学等において実施している消費者教育関連の取組について	
問 6	Ⅰの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組
	（問 6 で「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育を行っている」もしくは「講義やゼミにおいて、持続可能な消費者市民社会の形成に関する教育を行っている」を選択した場合）
	問 7 講義やゼミにおける消費者問題に関する教育について、2018年度実施、あるいは2019年度の代表的・特徴的な取組について具体的に回答
	（問 6 で「地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動（公開講座等）を行っている」を選択した場合）
	問 8 地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について、代表的・特徴的な取組について具体的な内容、連携先機関等を回答
	（問 6 で「消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動がある」を選択した場合）
	問 9 学生のサークル・自主活動について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答
	（問 6 で「大学生協において、消費者問題に関する情報提供、啓発、講座等を実施している」を選択した場合）
	問10 大学生協の取組について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答
問11	【（高等学校（公民）の教職課程を有する大学のみ）
	貴学の教職課程において消費者教育に関する内容を扱っているか
	（扱う科目を開設している場合）
	問12 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	（扱う科目を開設していない場合）
	問13 高等学校（公民）の教職課程で、2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由
問14	【（高等学校（家庭）の教職課程を有する大学のみ）
	貴学の教職課程において消費者教育に関する内容を扱っているか
	（扱う科目を開設している場合）
	問15 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	（扱う科目を開設していない場合）
	問16 高等学校（家庭）の教職課程で、2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由
問17 ※	貴学で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか
	（扱っている場合）
	問18 消費者教育に関する内容を扱う教員免許状講習の内訳について
	（扱っていない場合）
	問19 教員免許状更新講習において消費者教育の内容を扱っていない理由
問20	成年年齢下げを踏まえ、新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか
	（ある、内容を変更、今後実施予定）
	問21 どのような取組を行ったか、もしくは行う予定か
	問22 その取り組みで目指すものは何か

Ⅲ．他機関との連携状況について	
問23	学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携をしているか
	（特に連携してない以外を選択した場合）
	問24 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っているか

Ⅳ．今後の対応について	
問25	「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」の変更を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか
	（ある場合）
	問26 どのような取組を行ったか
問27	貴学において「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」
問28	貴学において消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること
問29	消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等

※ 令和4年5月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止された。

凡例 …令和元年度調査で追加された項目

2

●令和6年度調査案において更新した（もしくは削除した）項目をオレンジで示している。

令和3年度（2021年度）

Ⅰ. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について	
問1	消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っているか
	(特になし以外を選択した場合)
	問2 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っているか
問3	教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っているか
	(特になし以外を選択した場合)
	問4 教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容
問5	学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応しているか

Ⅱ. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について	
問6	Ⅰの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組
	(問6で「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育を行っている」もしくは「講義やゼミにおいて、持続可能な消費者市民社会の形成に関する教育を行っている」を選択した場合)
	問7 講義やゼミにおける消費者問題に関する教育について、2020年度実施、あるいは2021年度の特筆した取組について具体的に回答
	(問6で「地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動（公開講座等）を行っている」を選択した場合)
	問8 地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について、代表的・特徴的な取組について具体的な内容、連携先機関等を回答
	(問6で「消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動がある」を選択した場合)
	問9 学生のサークル・自主活動について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答
問11	貴学の教職課程（小学校）において消費者教育に関する内容を扱っているか
	(扱う科目を開設している場合)
	問12 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	(扱う科目を開設していない場合)
問14	貴学の教職課程（中学校（社会））において消費者教育に関する内容を扱っているか
	(扱う科目を開設している場合)
	問15 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	(扱う科目を開設していない場合)
問17	貴学の教職課程（中学校（家庭））において消費者教育に関する内容を扱っているか
	(扱う科目を開設している場合)
	問18 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	(扱う科目を開設していない場合)
問20	貴学の教職課程（高等学校（公民））において消費者教育に関する内容を扱っているか
	(扱う科目を開設している場合)
	問21 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	(扱う科目を開設していない場合)
問23	貴学の教職課程（高等学校（家庭））において消費者教育に関する内容を扱っているか
	(扱う科目を開設している場合)
	問24 どのような科目で消費者教育を扱っているか
	(扱う科目を開設していない場合)
問26	貴学で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか
	(扱っている場合)
	問27 消費者教育に関する内容を扱う教員免許状講習の内訳について
	(扱っていない場合)
問29	成年年齢下げを踏まえ、新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか
	(ある、内容を変更、今後実施予定)
	問30 どのような取組を行ったか、もしくは行う予定か
	問31 その取り組みで目指すものは何か
問32	コロナ禍によって消費者教育の取組（講座や教材作成、研修等）に影響があったか
問33	コロナ禍での消費者教育の取組（講座や教材作成、研修等）で工夫したこと（オンラインによる講座の実施等）について回答

Ⅲ. 他機関との連携状況について（R6調査では先頭に）	
問34	学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携をしているか
	(特に連携していない以外を選択した場合)
	問35 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っているか

Ⅳ. 今後の対応について	
問36	「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」の変更を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか
	(ある場合)
	問37 どのような取組を行ったか
問38	貴学において「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」
問39	貴学において消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること
問40	消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等

※ 令和4年5月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止された。

凡例 …令和3年度調査で追加された項目